

64 プルーン

A 栽培管理カレンダー

月	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			
	旬	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作型	早～中生品種	○ 発芽期 4月上旬 △ 開花 4月中旬 ■ 収穫 8月上旬																										
	中～晩生品種	○ 発芽期 4月上旬 △ 開花 4月中旬 ■ 収穫 9月上旬																										
除草剤 施用時期	○(春もしくは夏処理)																											
主要病害虫発生時期	ふくろみ病	○ 4月中旬～5月上旬																										
	灰星病	○ 4月中旬～5月上旬																										
主要病害虫発生時期	黒斑病	○ 5月中旬～6月上旬																										
	ハダニ類・アブラムシ類	▲(●) 4月中旬～5月上旬																										
主要病害虫発生時期	シンクイムシ類・ハマキムシ類・アブラムシ類	○ 4月中旬～5月上旬																										
	その他栽培管理法等	○ 4月中旬～5月上旬																										

【凡例】 作型図 ○発芽、△開花、■収穫、▲その他栽培管理法等

主要病害虫発生時期図：—発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分数)

◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除

注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

B 主なクリーン農業技術の概要

(1) 土づくり

- 基盤整備
 - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
 - ・たい肥(2t/10a)施用を基本とした土づくり
 - ・草生栽培を基本とした土壌管理

(2) 施肥管理

- 土壌診断による施肥の適正化
 - ・土壌診断を行い、その結果を活用した適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
 - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

(3) 雑草の防除

- 機械除草の併用

(4) 病害虫の防除

- 発生モニタリングによる効率的防除
 - ・ほ場観察による発生モニタリングで適期防除
- 化学的防除の効率化
 - ・交信攪乱剤利用によるコスカシバの発生密度低減
 - ・休眠期の機械油乳剤散布によるリンゴハダニ越冬卵密度の削減
- 物理的防除
 - ・灰星病対策として、雨よけハウスの導入による裂果防止
- 耕種的防除
 - ・被害果・被害葉の摘み取り園地外除去

(5) 植物成長調整剤の使用

使用しない。

C 栽培に当たっての留意事項

- 樹冠内部にも十分日光が入る防除効果の良い樹形づくりを行うこと。
- 適正樹勢、適正着果、受光環境の改善で健全な樹体づくりを行うこと。

D 栽培に当たっての禁止事項

なし

E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行		使用基準	
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)
露地	14.0	12.0	2.0	10.0

注1 有機物施用は当該年ではなく、翌年の施肥量に積算する。

注2 たい肥1t当たり1kgの窒素換算量とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。

注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。

注4 たい肥施用量は数年間（3～5年程度）の平均値も認めることとする。

F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行						使用基準													
	殺菌剤 (種子消毒)	殺虫剤	殺虫・ 殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計					
							基幹 (種子消毒)	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計			
露地																				
早生～中生品種	12	-	10	0	2	0	24	10	-	1	7	1	1	0	0	0	18	2	20	
中生～晩生品種	14	-	12	0	2	0	28	10	-	1	9	1	1	0	0	0	20	2	22	

注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載
 基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除
 臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除

注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。

注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。

注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期		は種期		定植期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
早生～中生品種	-	-	-	-	8/5	8/31	-	-	-	-	8/5	8/31	-	-	-	-	8/5	8/31
中生～晩生品種	-	-	-	-	9/1	10/15	-	-	-	-	9/1	10/15	-	-	-	-	9/1	10/15

注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。

道南地域：渡島、檜山管内とする。

道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。

注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合があります。

G 注釈

●土壌診断の実施

窒素の分析は義務化しないが、的確な施肥を行うため実施に努める。

●交信攪乱剤利用によるコスカシバの発生密度低減

チュウリトルア剤を成虫発生期に使用

交信攪乱効果を得るには広域での使用が原則であるが、使用本数を増やせば20a程度の小面積でも効果が期待できる。3ha以上の広域施用なら10a当たり50本の製剤を1.5m～2mの高さの枝に施用する。小面積の場合は施用本数を150本まで増やす。施用区域の周縁部や傾斜地の上部には本数を増やし、中央部では減らすなどメリハリの利いた使用をする。